

ニュースレター 事業短信

from AIKOH

2017(平成 29)年 10 月 13 日 (金) No.142

<発信者> 社会福祉法人愛光理事長・法澤奉典
043・484・6391(本部) / 043・484・6571(理事長室直通)

(URL) <http://www.rc-aikoh.or.jp/>

(Eメール) mail@rc-aikoh.or.jp

CONTENTS (今月号の内容)

- * 日誌抄録 (1頁) : (2017年9月1日～)
- * おもな動き (2頁) :
 - ・理事会・評議員会
 - ・敬老の日・関連行事 ほか
 - ・職員状況 (2017年9月中)
- * 現場の内外で (3頁) :
 - ・なぜ繰り返される「誤投薬」
 - ・利用者の「ニーズ」と経営効率
- * 情報&ニュース (4頁) :
 - ・検討会報告・共生社会実現の設計図となるか
 - ・福祉分野での活躍を期待「公認心理師」
- * マイタウン (5頁) :
 - ・住民とともに防災訓練
 - ・ちびっ子ボランティア活動中! ほか
- * 三代目燈台守 (6頁) :
 - 「共生社会」への扉を開く

▽日誌抄録 (2017.9.1～)

月/日 (曜)	記事
9/1 (金)	防災の日
6 (水)	愛光・千視協グループ法人協議会(視障センター)
8 (金)	総合防災訓練(本部事業所)
14 (木)	全国社会福祉法人経営者協議会(経営協)全国大会(～15:四日市市)
15 (金)	広報 Aikoh(第 63 号)発行
16 (土)	理事会(本部第 1 会議室)
18 (月)	敬老の日
19 (火)	グループホーム「山王の家」竣工引渡し
21 (木)	ボランティア交流会(千田ホール)
23 (土)	秋分の日
26 (火)	施設長会(本部第 1 会議室)
28 (木)	臨時国会召集・衆議院解散
30 (土)	評議員会(本部第 1 会議室)
10/9 (月)	体育の日
10 (火)	総選挙公示
12 (木)	2018 年度新採用職員選考(第 2 次)

仲秋の候、月見てよし、花めでてよし、旅してよし、そして、食べてよしと、最高の季節です。最近はまだ聞きませんが、「読書の秋」でもあります。

人材確保難の昨今ではありますが、福祉の仕事をしてみたいと、求人に応募してきてくれる若者に、やはりこう尋ねたいと思っています。

「最近どんな本を読みましたか？」

▽おもな動き

理事会・評議員会

定例の理事会を9月16日に、また評議員会を23日に開き、執行理事による業務報告のほか、制度改革を踏まえて進めております内部管理体制の整備に関する諸規程（一部）を決定いたしました。

敬老の日・関連行事

9月は敬老の日（今年は9月18日）を中心に、高齢者の労をねぎらい、長寿を祝う行事が行われる月です。

佐倉市根郷地区では24日（日）、根郷地区社会福祉協議会の主催による「敬老の集い」が開かれました。会場の根郷中学校体育館には招待された75歳以上の方や付き添いの家族で埋め尽くされ、孫やひ孫世代からのお祝いのメッセージやアトラクションでなごやかなひとときを過ごされました。会場には、愛光の施設入所者の姿もありました。

また特別養護老人ホームはちす苑では、17日（日）、施設入居者のための敬老会を開催しました。ご家族も駆けつけられ、長寿のお祝いを伝えられておりました。また児童センターの児童ボランティアチーム「スマイルクラブ」が参加、みんなで話し合っただけで決めた「まっかな歌」の合唱でお祝いしました。当日は昼食に「お祝い膳」（松花堂弁当）が用意され、お赤飯とお刺身に舌鼓を打たれ、ほとんどの皆さんが「完食」されたそうです。

ボランティア交流会

法人各事業所の“頼れるサポーター”への感謝の思いを込めて、恒例の「ボランティアの集い」が9月21日、はちす苑千田ホールを会場に開催されました。今年の参加者は67名。会場には軽快なジャズの生演奏が流れて、思わずボランティアの皆さんの年代層が変わってきていることを実感いたしました。限られた時間ではありましたが、普段は場所も時間帯も異なる活動をしている方同士で歓談していただき、交流と親睦を深める機会となりました。理事長や各施設長からも、お礼とねぎらいのご挨拶をいたしました。

広報誌 Aikoh (No.63) 発行

法人広報誌『Aikoh』第63号を発行いたしました。

本号において昨年度（2016年度）の法人事業報告（要旨）と決算報告をご紹介します。また特集記事は「未来の『人財』を創る！～愛光チューター委員会の取り組み」です。愛光各事業所において配布（無料）しております。

■職員状況

(2017年9月中)

*採用：2（パート2）

*退職：7（パート・アルバイト7）

*2017年9月30日現在：職員現員 356人

（正職159／サポート又は常勤嘱託39／パート又は非常勤嘱託158）

*育児休業：2（めいわ1・ルミエール1） *休職：1

▽現場の内外で

なぜ繰り返される「誤投薬」

入所施設を利用されている方にはお詫びするしかありませんが、このところ、法人内の複数の事業所で内服薬を誤って飲ませてしまう事故が相次いで発生しました。処方された薬を、決められた分量で定められた時間（食前、食後、あるいは就寝前など）に服用するのは日常の健康管理の基本の一つ。入所者には慢性疾患をもつ方も多く、大半は職員の手で介助を受けながら服用しています。ですから、誤って分量や服用時間を間違えたり、ましてや他人の処方薬を飲んでしまうケースは、介助する職員に原因があります。食後などの時間帯に集中的に入所者に配薬していく作業には、当然細心の注意が払われてしかるべきです。中には向精神薬のように、誤って服用すると強い副作用に襲われるものもあり、健康被害も懸念されます。

誤投薬を防ぐために、様々な「再発防止策」も講じられてきました。業務マニュアルの見直しと改定、処方薬の管理方法や本人確認時の工夫などの改善策も報告されています。しかしこれらによってもなお繰り返されるのは、見逃されている別の理由もありそうです。なお、幸い一連の誤投薬事故による健康被害はみられておりません。

利用者の「ニーズ」と経営効率

「障害者支援施設ルミエールでは、8月が113.9%、9月が93.3%と、ショートステイの高い稼働率が出ています。常連の利用者が定着してきたこと、将来の施設入所に備える目的での月1~2週間利用、家族の入院による緊急利用などが主な理由です。経営面からは確実に空床を埋めてもらえるいわゆる“ロング”の利用者を歓迎したいところなのですが、そうすると、本当に必要な時に利用したいケース、緊急に利用できる施設を探しておられるケース等への対応が難しくなります。ショートステイを、必要な方に、必要な時に使えるサービスとして提供するためには、せめて『空き状況』がリアルタイムでわかる仕組みをつくれませんか」

以上は入所施設ショートステイ利用窓口を担当する職員の報告です。

ショートステイ（短期入所）が一般化されていったのは、入所中心から在宅重視へと移行していくプロセスでもありました。在宅介護を補ったり、介護者の負担軽減という意味で利用されたり、利用者サイドからも自立機能を高める目的で活用されることもありました。高齢者、障害者を問わず、制度面からも利用促進が図られてきたことは「福祉改革」の成果でもありました。

ショートステイ用の定員枠をもつ施設では、ベッドの稼働率を上げ、空床をなくすことで収入アップにつなげようという意志がはたらきます。当初は制度の普及、ニーズの掘り起こしという面で需要と供給の相乗効果もあり、利用者にも施設側にもメリットがありました。ただ昨今、制度の趣旨を歪めかねない現象がみられます。ここに記載されている「ロング」、すなわち「長期の短期入所利用」というヘンな業界用語が広がっている現実もその一例です。経営効率を高める知恵としては有効な方法です。ただこのままいきすぎると、入所（長期）とショートステイの境界があいまいになったり、現場からも懸念の声が上がっているように、本当に困っている人が使えない制度になれば、もはや本末転倒です。

「いつでも、だれでも、どこでも」使える介護サービス、というのが介護保険制度発足のキャッチフレーズでした。われわれはこれまで「効率性」を追求してきました。これからは「理念の追求」との整合をいかにしてはかるかが問われると思います。

▽情報&ニュース

検討会報告・共生社会実現の設計図となるか

衆議院を解散する理由として、政治がもたらした危機を「国難」と、まるで責任を自覚していない発言がありました。少子高齢化・人口減社会の到来は今世紀になる前から指摘されていました。社会保障をどうするという論議も、これまで国の審議会などでとりあげられてきました。それは財源不足が深刻化する中で、年金や医療・介護の費用をどうするという点に焦点を当てたものでした。しかし、社会保障をお金に頼っているばかりでよいか、という意見もあります。

昨年（2016年）10月に厚生労働省に設置された「地域社会における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（略称「地域力強化検討会）」が、9月12日、会議の「最終とりまとめ」を公表しました。地域福祉の現場からも多くの方が委員として名を連ね、社会保障の課題解決の一翼を担う「処方箋」を提言しています。

それは愛光が進もうとしている方向にも示唆を与えるものであり、そして今後の福祉の方向を示すものであるとされれば、否応なく関心を払わざるを得ません。報告書を熟読して、必要があれば中期経営計画を見直すなどして、法人経営の指針作成の参考としたいと思います。

福祉分野での活躍を期待「公認心理師」

「公認心理師」という新しい国家資格制度が施行されました。意外なことに、心理専門職の資格制度はこれまでありませんでした。「カウンセラー」「臨床心理士」「心理療法士」などはいずれも民間団体が認定する資格で、9月15日に「公認心理師法」が施行され、これからはライセンスをもった心理専門職が養成され、社会に出てくることになりました。

公認心理師の行う心理行為は、「心理検査」「カウンセリング」「心理療法」といった「心理的支援」や「コンサルテーション」「心理教育」が想定され、職務内容は、①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察・分析、②心理に関する支援を要する者との心理相談による助言・指導、③心理に関する支援を要する者の関係者との心理相談による助言・指導、④メンタルヘルスの知識普及のための教育・情報提供が掲げられています。

公認心理師が活動する分野は、教育、医療・保健、福祉、司法、労働・産業などが考えられています。現在、職場のメンタルヘルスは分野を問わず取り組まれ、福祉サービス利用者の介護や支援にあたっては、心理的側面からの課題分析と支援方法の検討が必要なことは共通認識となっています。

福祉専門職である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士も心理学の基礎知識は身につけているとはいえ、やはりその持ち味は利用者の社会生活、日常生活のサポートが専門領域です。利用者の抱える生活課題の解決のためには、医療や心理の専門家の手に委ねるほうが望ましい場合があります。

さてこの公認心理師が実際に活躍するまでにはまだ時間がかかるようです。というのは専門職養成に必要な教育課程が設けられるのが来年度から。通常だと大学院修了までに必要な単位を取得してはじめて国家試験受験資格がえられるという、かなり高いハードルがあり、社会の第一線に有資格者が出てくるのは7年後になるそうです。

▽マイタウン

住民とともに防災訓練

9月1日は防災の日。京成佐倉駅北側に広がる「宮前ローズタウン」では、地域住民が参加しやすい3日（日曜日）に地域に呼びかけて防災訓練が実施されました。宮前地区の一角にある佐倉市よもぎの園（障害者就労継続支援B型事業所、愛光が指定管理者）では、あいにく利用者はお休みの日にあたり参加できませんでしたが、所長とサービス管理責任者が園を代表して住民の皆さんに交じって訓練に参加しました。この地域ではよもぎの園が災害発生時の避難場所に指定されている関係もあり、同園が団地の開発当時からともに歩んできたという親近感もあって、訓練当日は約300人がよもぎの園に集合されました。

佐倉市長も会場に駆けつけて挨拶があり、早速プログラムに従って住民の皆さんは真剣に訓練に取り組みました。地域包括支援センターのスタッフによる避難経路の確認と注意点、佐倉消防署担当者によるAEDの使い方講習、起震車に乗車しての地震体験と、6年前の東日本大震災の記憶が呼び醒まされるように、他人事ではないという意識で臨まれていました。

ちびっ子ボランティア活動中！

「おもな動き」の欄でご紹介した南部児童センターの児童ボランティアチーム「スマイルクラブ」が、はちす苑の敬老会に参加した日の様子の続きです。

「当日参加した子どもたちは、はちす苑の職員から車いすでの誘導の仕方を教えてもらった。小学校1年生の子は、職員の見守りの中で、恐る恐る車いすを操作して、入居者を無事にエレベーターに乗せることができた。

ボランティア活動は、行った先で臨機応変に対応しなくてはならない。今年度は、地域のいろいろな福祉施設とコラボして、子どもたちにとって貴重な体験の場を提供していただいている。車いすを押しながら、子どもたちはなんだか誇らしげな表情をしている。

『最近、しごとの依頼が増えているよね』

などと話している。子どもたちに交流の機会はもっとないかと、アンテナを高くしている日々である」

（南部児童センター9月月報より）

「イヤだからやめます」

それは、子ども同士によくある“どっちもどっち”のケンカやいざこざの類が発端だった。どこの学童保育所でもよくある日常風景である。その中で、いたずらが過ぎて、ある子どもの心を傷つけるような行為があった。当事者の子どもたちや家族と学童保育所側とで幾度か話し合いもち、関係修復をはかろうとした。その結果、残念ながら、「学年も上がり、留守番もできるようになったから」という理由で、退所の申し出が述べられた。しかし提出された退所届の「理由」の欄にはこう書かれていた。

「イヤだからもうやめます」

誠実に話し合ったのに、納得してもらえなかったのか。対応が不十分だったのか…。

学童をやめてあの子は大丈夫だろうか。家の近所でも学校でも顔を合わせるはずである。子どもの生活に関わった者として、その子が学童をやめたからといって割り切れない想いが残る。

（学童保育所9月月報より）

「共生社会」への扉を開く

熊谷晋一郎（くまがやしんいちろう）という小児科医の発言に注目したのは、あの「やまゆり園事件」関連報道の中においてであった。

「地域社会はあす自分が必要とされなくなる不安を誰もが抱える。加害者に同調する人たちには自分の中にあるこうした感情にふたをするように、より弱い人を排除してしまう人がいるのではないか。（中略）その不安を否定さえしなければ連帯できるようになると思う」（7月23日、毎日新聞「余録」より引用）

熊谷さんが出演したTV番組からもう少し詳しく紹介する（2016年8月30日放送・NHK Eテレ「Connect “多様性”の現場から」）。

現在、相模原事件の影響が、措置入院制度を強化したり、安全管理という名目で施設がより閉鎖的になっていくという「隔離と分断のバックラッシュ」として現れることが懸念される状況にある。この流れをとめるには、障害を持つ人の「依存先を増やす」ことを考えるべきだと熊谷さんは提言する。依存は自立を目指す障害者には“敵”のはずである。そんな“ためにならないこと”を勧めるとはいったいどういうことか？

熊谷さんは、薬物依存症の当事者たちからこの定説とは逆の真実を学んだ。

依存症とは何かに依存する病ではなく、依存先が得られない病だ。すなわち頼るべき人、依存先がないことから薬物に依存してしまう。依存症からの回復は、薬物を止めさせることではなく、薬物以外の依存先を増やすことである。このことは他の障害者にもあてはまるのではないかという。

施設に入所している人にとっては、依存先は施設だけになりがちである。他に頼れる場所や人がなければ、逃げようがない。施設を地域から閉じる方向にもっていけば外出さえもままならなくなる。重度の障害者はつねに施設の中において、施設の職員にすべての責任が課せられるようになってしまう。問題を

抱え込んでいる人、孤立している人に「依存するな、自立せよ」とはなんと不適切な支援であるかということになる。

熊谷さんは、またこうも言っている。

「コミュニティの中で解決すべき問題を、すぐに医療化したり専門職化することで、逆にいろいろな問題が起きているような気がする。孤立した人を見るときに、ハッと防衛的になるのか、それともむしろぐっと歩み寄って一人ぼっちにしないか。心の動きをチューニングすることは、慣れるまでは難しいし、勇気のいることだが、慣れてくるとそちらの方がよっぽど自然になる」

何とも示唆に富む提言だし、近頃の福祉専門職には少々耳の痛い話ではあるまいか。

私は「やまゆり園事件」によって施設のあり方も厳しく問われていると思う。もちろんそれはすべての施設を解体せよということにはならない。施設を「閉じる」方向ではなく、「開く」方向を探ること。そのときはじめて、我々に「共生社会」を語る資格が与えられるのではないか、ということだ。

再び冒頭の提言に関連して、熊谷さんの発言に注目したい。

「いまは誰もが明日自分が社会にとって役立たずになるのではないかという不安を潜在的に共有している時代だと思う。

…『不安だよ』という考えを共有し、じゃあどんな社会をつくればいいのか、生産能力の高い一部の人間だけが必要な資源を配分される社会は正しいのか、という議論を冷静にしていくべき時期だ」

そして、こうも言う。

「そういう意味で、いまは危機であるとともに連帯のチャンスでもある」と。

1977年生まれの熊谷さんは、脳性マヒをもつ当事者であり、車いすを使用する生活を送る人でもある。

（法澤 奉典・のりざわ ともり）